

平成23年4月1日施行

高知市暴力団排除条例

暴力追放3ない運動＋1（プラスワン）

- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に資金を提供しない
- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団と交際しない



暴力団の現状

暴力団は、その組織実態を隠ぺいしながら企業活動を仮装したり、暴力団と密接な関係をもつ事業者・企業を利用するなどして資金獲得活動を多様化・活性化させています。

また、暴力団は、凶悪犯罪や薬物犯罪に深くかかわり、武装化して、市民の皆さんの生活や社会経済活動を脅かしています。

条例制定の必要性

組織実態を隠ぺいしながら資金獲得活動を活発化させている暴力団に対して、従来の「警察対暴力団」という力の対決構図から、今後は警察の取締力に加え、市、市民の皆さん、市民団体や事業者の方々がお互いに協力して、暴力団の資金源を絶ち、社会全体で暴力団を弱体化・孤立化させていく、「社会対暴力団」という構図にシフトしていくことが必要不可欠です。

官民一体となった「暴力団排除のための各種施策」を推進するために、県では「高知県暴力団排除条例」を制定しており、これを受けて市でも「高知市暴力団排除条例」を制定し、県条例施行と同日の平成23年4月1日から施行されました。

高知市暴力団排除条例の概要

平成23年4月1日施行

基本理念

暴力団の排除は、市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）が、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在であることを認識した上で、「暴力団を恐れない」「暴力団に対して資金を提供しない」「暴力団を利用しない」ことを基本として、市及び市民等が互いに連携・協力して推進されなければなりません。

★市民・市民団体・事業者の取り組む事項

<p>市民・市民団体・事業者の責務 市が実施する暴力団の排除に関する施策への協力を努めます。</p> <p>排除</p> 	<p>情報提供 暴力団排除に資する情報を知ったときは、市や警察署等への情報提供に努めます。</p> 	<p>利益の供与の禁止 市民は、暴力団の威力を利用する、又は活動・運営に協力する目的で、利益の供与をしてはいけません。</p> 
--	--	--

★市の取り組む事項

<p>市の責務 県等と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進します。</p> 	<p>情報提供 暴力団排除に資する情報を知ったときは、県に情報提供します。</p> 	<p>市の事業等における暴力団の排除 暴力団等を、公共工事等の入札に参加させないなど、市の事務・事業から排除します。</p> 
<p>公の施設の暴力団の利用制限 暴力団の活動に対して市が設置した施設の利用を許可しません。また、利用の許可を取り消すことがあります。</p> 	<p>市民等に対する支援・啓発 市民等が暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、情報提供等の支援や啓発活動を行います。</p> 	<p>青少年に対する措置 市立学校において、生徒が暴力団に加入せず、及び暴力団員による被害を受けないよう、警察等と連携し、教育を行います。</p> 

高知市暴力団排除条例に関するお問い合わせ

◆高知市市民協働部 くらし・交通安全課
高知市鷹匠町2丁目1番43号
高知市役所たかじょう庁舎2階
TEL 088-823-9487 FAX 088-823-7858
業務時間 平日 8:30~17:15

暴力団に関する相談窓口

◆公益財団法人暴力追放高知県民センター
高知市本町2丁目3番31号 LSビル3階
TEL 088-871-0002 相談時間 平日 8:30~17:15
◆高知県警察本部
高知市丸ノ内2丁目4番30号
TEL 088-823-0110 相談時間 平日 8:30~17:15